

広島市市営駐車場(路上駐車場等)指定管理者公募関係質疑回答一覧表

質問番号	質問	回答
1	<p>利用状況及び収入金額について 過去3か年の駐車場施設ごとの利用台数、利用料金及び福祉減免利用を月別にご提示ください。 その際、富士見町第1駐車場及び稲荷町第1～3駐車場についてもご提示願います。</p>	<p>別添のとおりです。</p>
2	<p>修繕履歴について 過去3か年の修繕履歴について修繕箇所及び金額を個別にご提示ください。 その際、富士見町第1駐車場及び稲荷町第1～3駐車場についてもご提示願います。</p>	<p>平成25年度に駆動部交換、感度調整、感知機交換（埋設工事含む）、フラップ交換、UPS交換、プリンター交換、各種センサー交換など283件(このうち富士見町第1駐車場及び稲荷町第1～3駐車場の修繕件数は74件)の修繕を行っており、修繕費は5,469千円です。なお、路上駐車場等一体で支出しているため、施設ごとの支出額は把握できません。 平成23年、24年度においても同様に修繕を行っており、その修繕費は平成23年度が11,798千円、平成24年度が8,070千円です。</p>
3	<p>現在の設備の設置年月日及び更新履歴を教えてください。</p>	<p>設置年月日は、応募要領別紙1の施設概要を参照ください。</p>
4	<p>空調機等で不備、修繕が必要な機器は、使用できる状態で引き継いでいただけますか。</p>	<p>修繕は、必要に応じて行います。</p>
5	<p>過去5年において修繕履歴を教えてください。又100万円以上の大規模修繕の有無もお願いします。</p>	<p>平成25年度に駆動部交換、感度調整、感知機交換（埋設工事含む）、フラップ交換、UPS交換、プリンター交換、各種センサー交換など283件の修繕を行っています。平成22年～24年度においても同様に修繕を行っています。また、過去5年間に於いて大規模修繕は実施していません。</p>
6	<p>平成23年度～25年度の管理経費支出額について その他の管理費の委託費、その他の内訳をご提示ください。 その際、富士見町第1駐車場及び稲荷町第1～3駐車場についてもご提示願います。</p>	<p>委託費については、現指定管理者における営業活動上の秘密に関する情報であるため、お答えできません。その他の内訳は、賃借料、通信運搬費等です。なお、路上駐車場等一体で支出しているため、施設ごとの支出額は把握できません。</p>

広島市市営駐車場(路上駐車場等)指定管理者公募関係質疑回答一覧表

7	<p>人員配置について 「(1) 配置人員は8人を標準とする」となっていますが、募集要項の〈別表〉では、配置人員(標準)1名、6人の職員が巡回等を行っているとの記載があります。 現状の配置実態と人数、「標準」についての考え方を教えてください。 巡回職員6名の配置時間帯をご提示下さい。</p>	<p>現指定管理者による人員配置の実態は、大手町第一駐車場に1人、巡回等に6人となっており、巡回職員の配置時間帯は、8時から17時までとなっています。また、広島市市営駐車場(路上駐車場等)管理業務仕様書(以下「管理業務仕様書」といいます。)に標準として記載している配置人員は、施設を管理する上で本市が必要と考えている職員数です。内訳としては、巡回等による管理を行うための人数として6人、大手町第一駐車場に1人、また、無人(機械式)で複数の駐車場を終日営業するための総括1人の計8人を想定しています。</p>
8	<p>現在の駐車場係員の配置時間を教えてください。</p>	<p>大手町第一駐車場には、10時から19時まで1人配置しており、それ以外の駐車場については8時から17時まで6名の係員が巡回しています。</p>
9	<p>管理棟について 電話回線の設置(契約)はありますか。</p>	<p>現指定管理者により、大手町第一駐車場のみ契約を行っています。</p>
10	<p>各駐車場の管理棟について ①管理棟を使用しない場合でもエアコン・電灯他施設の保守点検等は必要になりますか。 ②機器の明細をお願いします。 ③管理棟を全く使用しない場合でも、平成32年度指定管理に引き継ぐ場合は使用できる状態で引き継がなければなりませんか。 ④消火器等消防設備の設置はありますか</p>	<p>①不要な設備の取り扱いについては、協議に応じます。 ②エアコン及び電灯程度の設備設置があります。 ③不要な設備の取り扱いについては、協議に応じます。 ④消火器等消防設備の設置はありません。</p>

広島市市営駐車場(路上駐車場等)指定管理者公募関係質疑回答一覧表

11	<p>駐車場機器について</p> <p>①設置中の駐車場機器は、下記3点以外は広島市の資産として考えても問題ないでしょうか。</p> <p>平成22年度設置の機器は現指定管理者にて設置されたものでしょうか。その場合、指定管理者変更された場合、機器等の撤去及び原状回復されるのでしょうか、ご提示ください。</p> <p>1) ICocaリーダー 2) インターフォン 3) 監視カメラ</p> <p>②埋め込み式のフラップが使用されていますが、民間コインパーキングで使用されている露出型のフラップの導入は可能でしょうか。</p>	<p>①設置中の駐車場機器は、記載された3点以外は市の資産です。また、平成22年度設置の駐車場機器は、現指定管理者が設置したのですが、指定期間終了後は市に無償譲渡される予定です。</p> <p>②本市では、自動車や歩行者等の通行に支障とならないよう埋め込み式のフラップを使用することとしています。</p>
12	<p>管理運営に関する収支計画書(様式5)について</p> <p>①消費税が今後、上がる予定になっていますが、数値は現行の税率8%の表記で記入してもよろしいですか。</p> <p>②今後消費税が10%になった場合、指定管理料も10%となるのでしょうか。</p>	<p>①管理業務仕様書の「4 リスク分担」のとおり、消費税増額のリスクは、原則として指定管理者の負担となります。したがって、税率変更の可能性も考慮してご提案ください。</p> <p>②当駐車場は利用料金制を採用し、市に納付金を納付していただくことになっており、指定管理料の支払いはありません。</p>
13	<p>現状休止中(2台)の駐車場機器は、次期の期間閉鎖のままの運用になりますか。又修繕の場合経費は誰が負担しますか。</p>	<p>舟入町第一駐車場は下水道工事のため現在2台分を休止していますが、引き続き長期間の休止を予定しており、再開時期は未定です。なお、再開時の復旧については、下水道工事を実施している市下水道局の負担により行う予定です。</p>
14	<p>P3 5 管理の基準 (3) 路上駐車場の一部廃止及び休止</p> <p>①平成27年度以降の工事関係等による休止の予定はありますでしょうか。</p> <p>②駐輪場への転用の予定はありますでしょうか。</p>	<p>①現時点で予定はありません。</p> <p>②現時点で予定はありません。</p>

広島市市営駐車場(路上駐車場等)指定管理者公募関係質疑回答一覧表

15	<p>広島市市営路上駐車場等の施設概要                  ①舟入第一駐車場の2台休止分は何時頃から開始予定でしょうか。又、設置工事費はどちらの負担になるのでしょうか                  ②保護屋根(テント)の交換等により新設をする場合は、構造物としての届出が必要でしょうか                  ③利便性向上のためのレイアウト変更は可能でしょうか</p>	<p>①舟入町第一駐車場は下水道工事のため現在2台分を休止していますが、引き続き長期間の休止を予定しており、再開時期は未定です。また、再開時の復旧(設置工事)は、下水道工事を実施している市下水道局の負担により行う予定です。                  ②本市都市計画課と構造物のデザインに関する協議が必要になります。                  ③管理運営に支障がなければ提案可能です。なお、平和大橋以東の平和大通り沿いの路上駐車場では、本市都市計画課と景観協議が必要です。</p>
16	<p>雷、浸水等の被害により機器が故障した場合の費用案分はどうなりますか。</p>	<p>管理業務仕様書の「4 リスク分担」のとおり、自然災害等の不可抗力のリスク分担は市と指定管理者との協議により定めます。</p>
17	<p>上大須賀につきましては定期のみの運用ですか。</p>	<p>現在は、定期利用のみの運用です。</p>
18	<p>鷹野橋駐車場の費用項目、金額を教えてください。</p>	<p>鷹野橋駐車場と併設施設との平成25年度の費用按分対象経費は自家用電気工作物保安業務が49千円、消防用設備等保守点検業務が135千円です。その他の管理経費については、路上駐車場等一体で支出しているため、施設ごとの支出額は把握できません。</p>
19	<p>機器点検等の委託先、委託費を教えてください。</p>	<p>現指定管理者における営業活動上の秘密に関する情報であるため、お答えできません。</p>
20	<p>P3 4 指定管理者が行う業務 (3) 利用促進の取組                  利用促進策の定義にあたり広島市の数値目標の根拠を教えてください。</p>	<p>過去の利用実績と今後の利用見込みを基に算出しています。</p>

広島市市営駐車場(路上駐車場等)指定管理者公募関係質疑回答一覧表

21	<p>P4 6 利用料金制に関する事項 (3) 利用料金の取り扱い イ 回数券等の発行</p> <p>①駐車場料金の改定は最短でいつ可能でしょうか</p> <p>②駐車場事業敷地内に券売機(回数券・プリペイドカード)等の設置が可能でしょうか</p> <p>③回数券販売を外部委託することは可能でしょうか</p> <p>④定期駐車券を発行することが可能と記載されているが、具体的にどのような運用方法を想定されているのですか</p>	<p>①指定管理の開始に伴う料金改定を行う場合は、平成27年4月1日から改定可能です。</p> <p>②管理運営に支障がない範囲であれば提案可能です。なお、平和大橋以东の平和大通り沿いの路上駐車場では、本市都市計画課と景観協議が必要です。</p> <p>③管理業務の一部を専門業者等に委託することは可能です。その場合は、本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書とあわせて提出してください。</p> <p>④具体的な運用方法については提案事項となりますが、車室を固定した定期貸しなど一般公共の用に供しているとはいえない運用方法は認められません。</p>
22	<p>P11 2 指定管理者が行う業務の範囲 (3) 警備、利用調査その他の管理に関する事</p> <p>施設の警備及び巡視と記載されていますが、警備業としての業務になるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者が自ら管理する施設の警備を行う場合には、警備業の認定は必要ありません。</p>